

## 用語解説

## あ行

- **医療保険分 (P1)**  
保険税収入のうち、国民健康保険制度の加入者の保険給付費などに充てられる。
- **応能割 (P1)**  
国保の保険税算定に用いる応能割とは、所得、資産などの被保険者の負担能力に応じて負担する部分のことである。  
国保の保険税の応能割は所得割（さ行参照）及び資産割（さ行参照）である。
- **応益割 (P1)**  
国保の保険税算定に用いる応益割とは、一世帯当たり課せられる一定額又は被保険者一人当たり課せられる一定額である。  
国保の保険税の応益割は、均等割（か行参照）及び平等割（は行参照）である。

## か行

- **介護納付金分（介護保険分） (P1)**  
被保険者が納める保険税のうち、介護保険制度の保険給付に充てるための納付金として徴収されている部分である。被保険者のうち、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が納付の義務を負う。
- **均等割 (P1)**  
一世帯当たりの国保の被保険者の人数に応じて算定される保険税のことである。
- **後期高齢者医療制度 (P2)**  
75歳以上の方又は65歳以上74歳以下で一定の障害があったり、寝たきりとなっている方を対象とする独立した医療保険制度のことである。  
保険者は各都道府県に設置される後期高齢者医療広域連合である。

○ **後期高齢者支援金分** (P1)

後期高齢者医療制度の被保険者への保険給付費分を賄うために、国保等の各医療保険の保険者が被保険者から徴収した保険税の一部を、社会保険診療報酬支払基金に納める納付金のことである。

社会保険診療報酬支払基金は、各保険者から納められた支援金を後期高齢者医療広域連合に後期高齢者交付金として交付する。

○ **国民健康保険事業基金** (P3)

特別会計とは別に、コロナ禍のような不測の事態に対応できるよう、蓄えられているお金のことである。

○ **国民健康保険事業費納付金** (P3)

都道府県の国保特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国保事業に要する費用に充てるため、市町村が都道府県に納める納付金のことである。

国民健康保険保険給付費等交付金とは、市町村の国保特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国保事業に要する費用に充てるため、都道府県が市町村に交付する交付金のことである。

○ **国民健康保険事業特別会計（国保特別会計）** (P3)

国保事業の経理を行う会計のことであり、一般会計と区別されている。

平成29年度までは市町村にのみ国保特別会計が設置されていたが、平成30年度からは、都道府県と市町村がともに国保の運営を担うため、都道府県にも国保特別会計が設置される。

**さ行**

○ **資産割** (P1)

一世帯当たりの固定資産税額に応じて算出する保険税のことである。

○ **所得割** (P1)

一世帯当たりの国保の被保険者の前年の総所得金額等に応じて算定される保険税のことである。

○ **実質収支** (P4)

国保特別会計の単年度での収支。黒字であれば健全な運営であるといえる。

## た行

### ○ 調定額 (P3)

国民健康保険税を、税率で算定した額であり、被保険者への賦課額である。収納率が100%の場合の理論上の数値である。

## は行

### ○ 被保険者 (P1)

社会保険や共済組合、後期高齢者医療制度などに加入している人や一定の適用除外の規定に該当しない限り、市町村の区域内に住所を有する者は、その意思にかかわらず、国保の被保険者となる。

### ○ 標準保険税率 (P4)

都道府県が毎年度、厚生労働省令で定めるところにより算定した市町村ごとの保険税率の標準的な水準及び都道府県内の全ての市町村の保険税率の標準的な水準を表す数値のことである。この数値を参考として市町村ごとに税率を設定する。

### ○ 平等割 (P1)

一世帯当たりに課せられる保険税のことである。

### ○ 保険給付費 (P3)

保険事故（疾病、負傷、出産又は死亡のこと）の発生により、保険者から支給される給付のことであり、いわゆる国保の負担している7割部分のことである。

このうち、保険医療機関への受診によって診療を受ける場合は、療養の給付として現物給付に分類される。他方、療養費等の現金で支給される給付は現金給付に分類される。

### ○ 保険者 (P1)

保険事業の運営主体のことである。

国保の保険者は、市町村と国民健康保険組合であったが、平成30年度からは、市町村国保において、都道府県が市町村とともに保険者となる。

なお、国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で組織する団体であり、市町村が行う国保事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限り、都道府県知事の認可を受けて設立することができる。

### ○ 保険料・保険税 (P2)

国保事業に必要な費用を賄うため、市町村保険者が被保険者の世帯主から徴収するものである。徴収方法には保険料と保険税がある。両者の賦課方法に大きく異なる点はないが、徴収するための根拠法が前者は国保法であり、後者は地方税法である。